

令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 石油・L P ガス備蓄目標（案）について

2 0 2 5 年 6 月 3 0 日

資源・燃料部 燃料供給基盤整備課・燃料流通政策室

1 - 1. 我が国の石油備蓄の現状

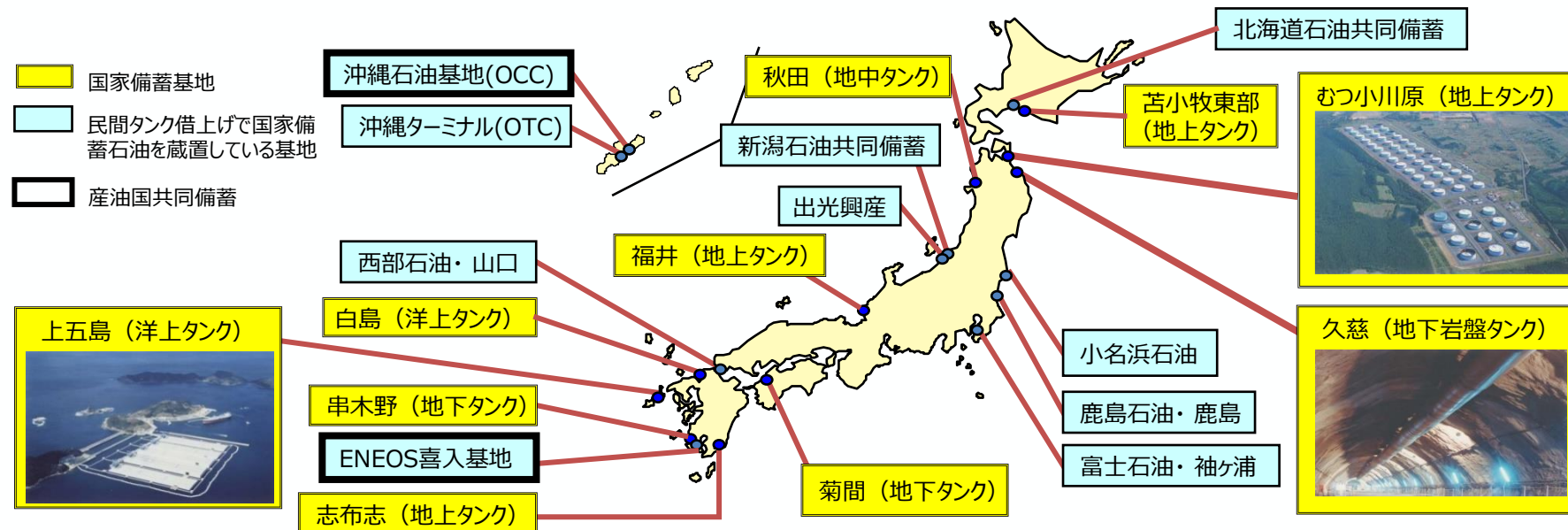
1. 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「**民間備蓄**」、③UAE（アラブ首長国連邦）、サウジアラビア及びクウェートとの間で実施する「**産油国共同備蓄**」で構成される。

- ・ 国家備蓄 : 原油4,192万kl ・ 製品 143万kl (IEA基準 : 123日分、備蓄法基準 : 147日分)
- ・ 民間備蓄 : 原油1,218万kl ・ 製品1,503万kl (IEA基準 : 80日分、備蓄法基準 : 95日分)
- ・ 産油国共同備蓄 : 原油228万kl (IEA基準 : 8日分、備蓄法基準 : 9日分)

(令和7年4月末時点)

(参考) 我が国の国家備蓄石油の蔵置場所 (原油)

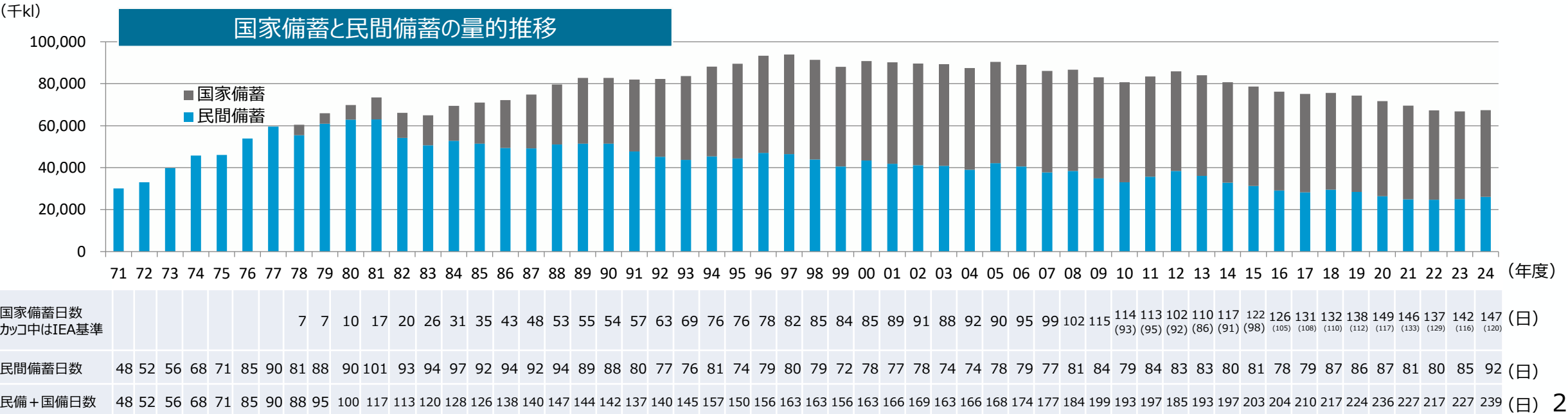
国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借り上げた民間石油タンク（製油所等）にも蔵置。



(※) 産油国共同備蓄 : 我が国のタンクにおいて産油国国営石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることができるもの。

1 - 2. 我が国の石油備蓄水準の歴史

- 昭和47（1972）年：経済協力開発機構（OECD）の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づく民間備蓄を開始。（60日備蓄増強計画）
- 昭和49（1974）年：オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定。国際的には同年に国際エネルギー機関（IEA）設立及びIEAによる備蓄制度開始。
- 昭和50（1975）年：石油備蓄法を制定し、民間備蓄を法的義務化（90日）。
- 昭和53（1978）年：審議会報告において、90日を超える分については国家備蓄を検討することとされ、国家備蓄を開始。
- 昭和62（1987）年：審議会報告において、国がIEA義務90日相当である5,000万KLを保有することとされ、民間備蓄は備蓄義務を90日から70日まで軽減することが適当とされた。
- 平成 5（1993）年：民間備蓄は70日まで縮減。以降、同水準を維持。
- 平成10（1998）年：国家備蓄は5,000万klを達成。以降、同水準を維持。
- 平成27（2015）年：資源・燃料分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示された。国家備蓄は「産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量」を確保することとした。
- 令和 2（2020）年：備蓄目標を最低水準として堅持すべきものであることを明確化するため、「以下の量を下回らないものとする」との文言を追加。



※石油備蓄量は年度末実績。民間備蓄、国家備蓄とも製品換算後ベース。表中の数字は日数（備蓄法基準）。資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」を元に作成。

1－3．我が国の備蓄石油放出の事例

- 我が国の過去のIEA石油備蓄協調放出の実績は以下の通り。
 - 1991年 湾岸戦争 : 民間備蓄より 1,505万バレル/4日分 (IEA総量10,750万バレル)
 - 2005年 ハリケーン・カトリナ : 民間備蓄より 732万バレル/3日分 (IEA総量6,000万バレル)
 - 2011年 リビア情勢悪化 : 民間備蓄より 750万バレル/3日分 (IEA総量6,000万バレル)
 - 2022-24年 ロシアのウクライナ侵攻 : 民間備蓄より 1,350万バレル/7日分
国家備蓄より 900万バレル/5日分相当(IEA総量1億8,000万バレル)

(参考) 初の国家備蓄放出

- ロシアのウクライナ侵攻に起因する**国際エネルギー市場の深刻な逼迫に対応するために、IEA臨時閣僚会合**が開催され(令和4年3月1日、同年4月1日)、**石油備蓄放出の協調行動**について、**2度の合意**。
- IEA総量1億8,000万バレルのうち、我が国として、**2,250万バレルの石油備蓄の放出を実施**。
国家備蓄石油の放出は、制度開始(1978年)以来初めて。
 - ・令和4年3月 IEAは、総量6,000万バレルの放出を決定。我が国は、**750万バレル/4日分を民間備蓄より放出**。
 - ・令和4年4月 IEAは、総量1億2,000万バレルの放出を決定。
我が国は、**1,500万バレルを、国家備蓄900万バレル(5日分相当)、民間備蓄600万バレル(3月の750万バレルを含み計7日分)より放出**。
- 国家備蓄放出については、全量を令和4年9月29日までに引き渡しを実施。また、民間備蓄放出については、備蓄義務量の引下げを実施。
- その後、令和5年6月のIEA理事会において協調行動の終了を決定。民間備蓄義務水準の引下げは、令和6年4月30日に終了。

1－4．我が国のL Pガス備蓄の現状

1. 我が国のL Pガス備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」と、②石油備蓄法に基づきL Pガス輸入業者が義務として保有する「**民間備蓄**」で構成される。

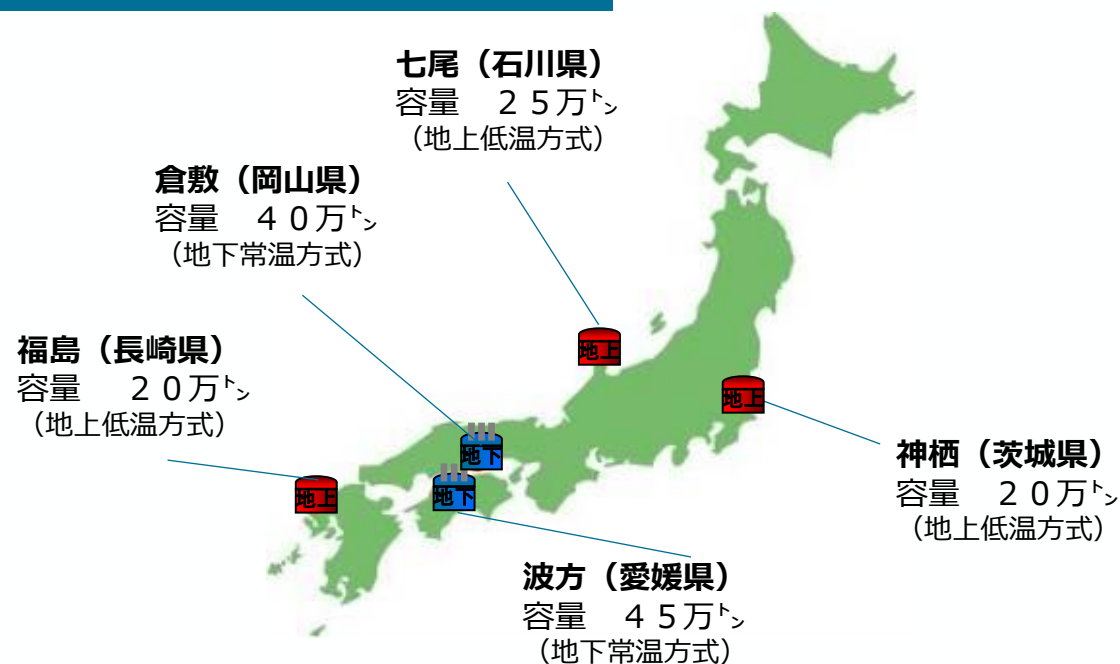
- ・ 国家備蓄：139万トン（51日分）
- ・ 民間備蓄：137万トン（52日分）

（令和7年4月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄L Pガスの蔵置場所



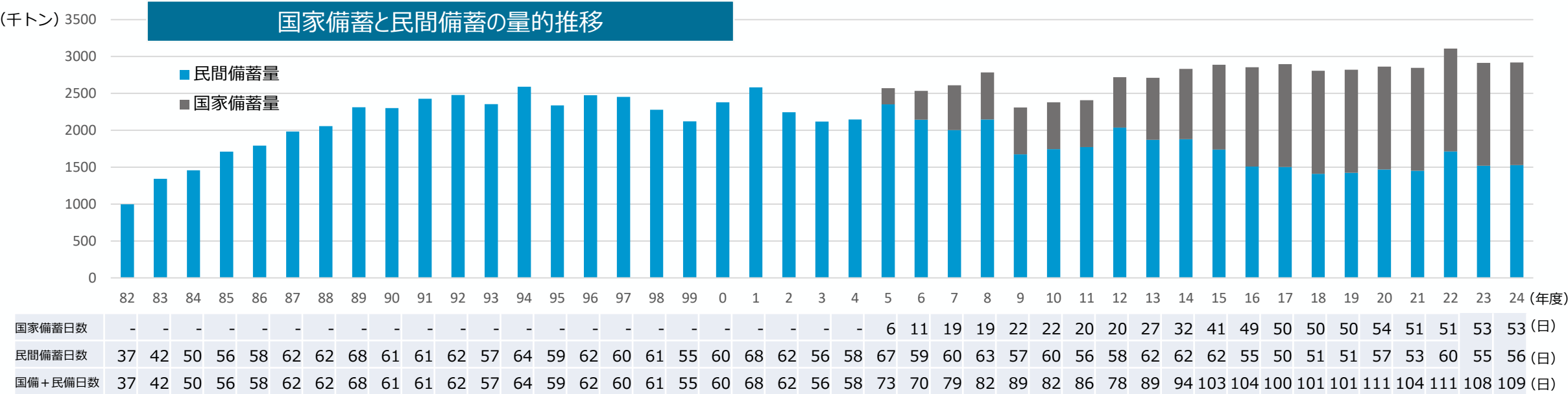
波方基地



七尾基地

1－5. 我が国のLPガス備蓄の歴史

- 昭和56（1981）年：昭和52年のサウジアラビアのプラント事故による輸入量激減等を踏まえ、審議会報告を受けて、石油備蓄法を改正しLPガス輸入業者に民間備蓄義務（50日）を開始。
- 平成元（1989）年（昭和63（1988）年度末）：50日備蓄が達成。
- 平成4（1992）年：平成3年の湾岸戦争による輸入の一時中断等を踏まえた審議会報告を受けて、輸入量40日相当の150万トンのLPガス国家備蓄の目標を策定。
- 平成17（2005）年：国家備蓄基地（地上3基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成23（2011）年：東日本大震災による東北地方の供給不足を補うため神栖基地より国家備蓄石油ガスを放出。
- 平成25（2013）年：国家備蓄基地（地下2基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成29（2017）年：7月に輸入量の50日分程度に相当する量に国家備蓄目標を変更。
- 平成29（2017）年：11月に倉敷（地下）基地へのガス蔵置を以て、国家備蓄目標を達成。
- 平成29（2017）年：12月に石油備蓄法施行規則改正。民間備蓄義務日数を40日に引き下げ（30年2月より適応）。

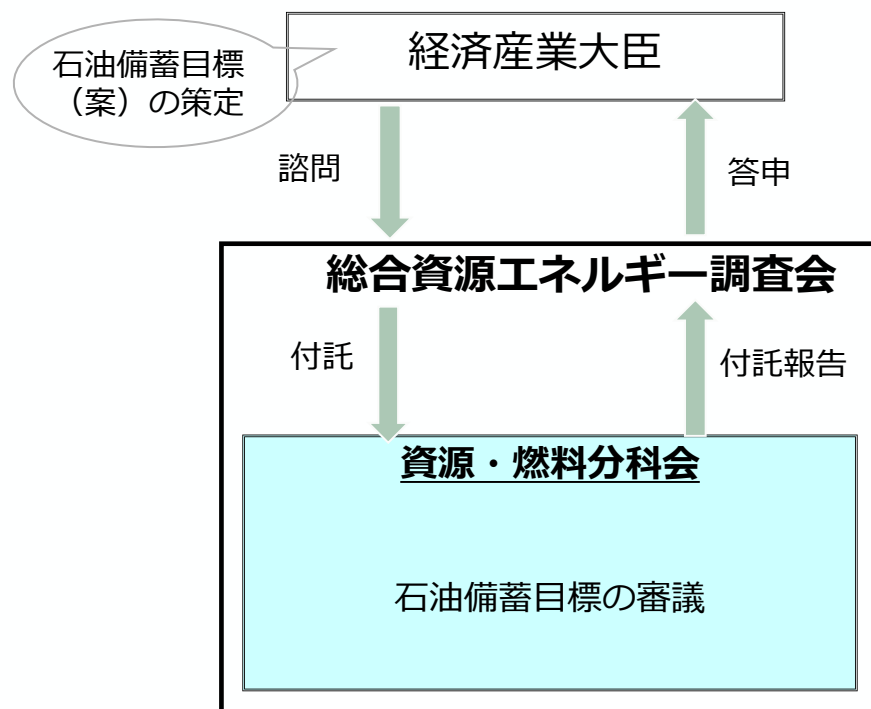


※LPガス備蓄量は年度末実績。表中の数字は日数（備蓄法基準）。資源エネルギー庁「LPガス備蓄の現況」を元に作成。

1－6．石油備蓄目標とは

1. 石油備蓄法第4条に基づき、経済産業大臣が、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降 5年間の石油及び石油ガスの備蓄目標を定めるもの。
2. 定める事項は、①備蓄の数量と②新たに設置すべき貯蔵施設。

石油備蓄目標の策定の流れ



■石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）

- 第4条 経済産業大臣は、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の五年間についての石油の備蓄の目標（以下「石油備蓄目標」という。）を定めなければならない。
- 2 石油備蓄目標に定める事項は、石油（石油ガスを除く。）及び石油ガスについて、それぞれ次のとおりとする。
 - 一 備蓄の数量に関する事項
 - 二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項
 - 3 経済産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。
 - 4 経済産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

1－7．現在の備蓄目標（令和6～10年度）

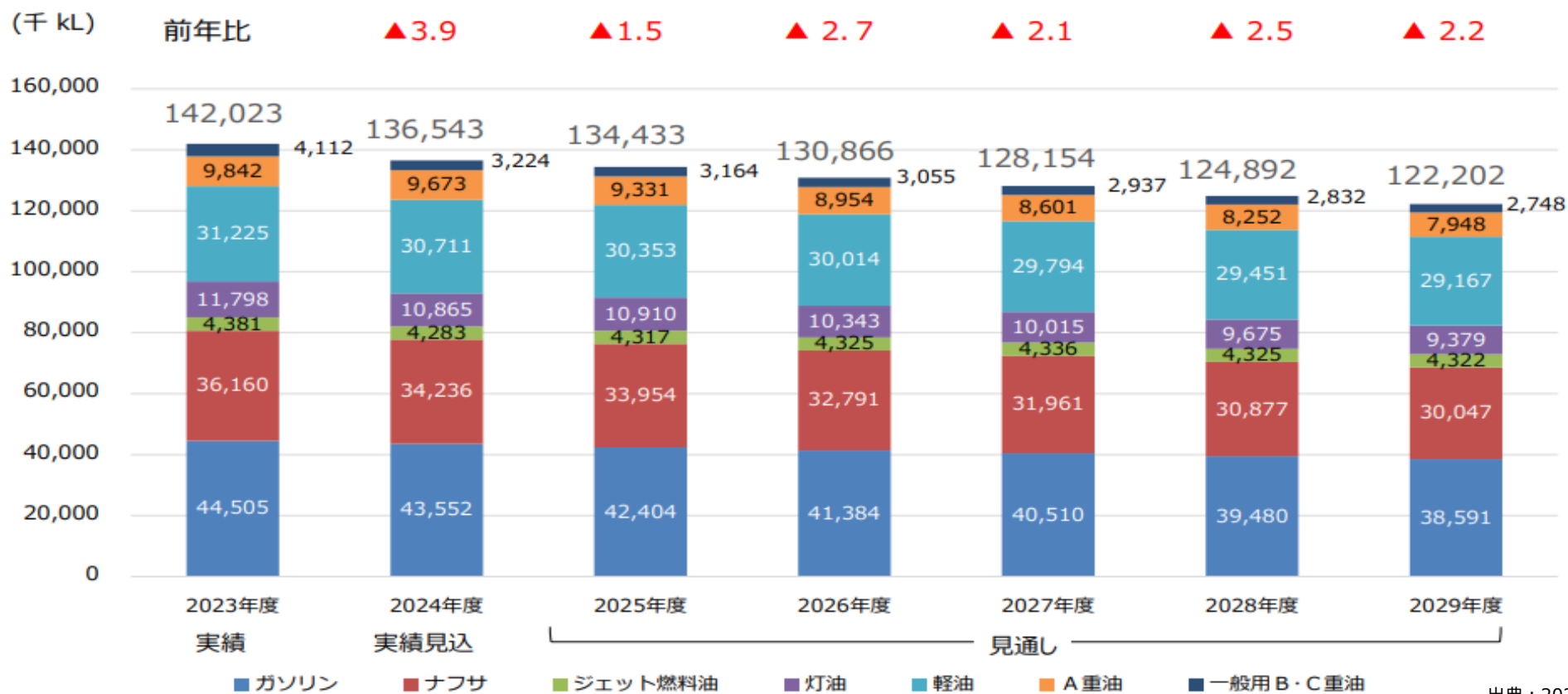
石油	LPガス
①備蓄の数量 以下の量を下回らないものとする。 国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて 輸入量の90日分（IEA基準）程度に 相当する量 民間備蓄：消費量の70日分に相当する量 ②新たに設置すべき貯蔵施設 なし	①備蓄の数量 以下の量を下回らないものとする。 国家備蓄：輸入量の50日分程度に相当する量 民間備蓄：輸入量の40日分に相当する量 ②新たに設置すべき貯蔵施設 なし

石油をとりまく情勢

2-1. 国内の石油製品需要のトレンド

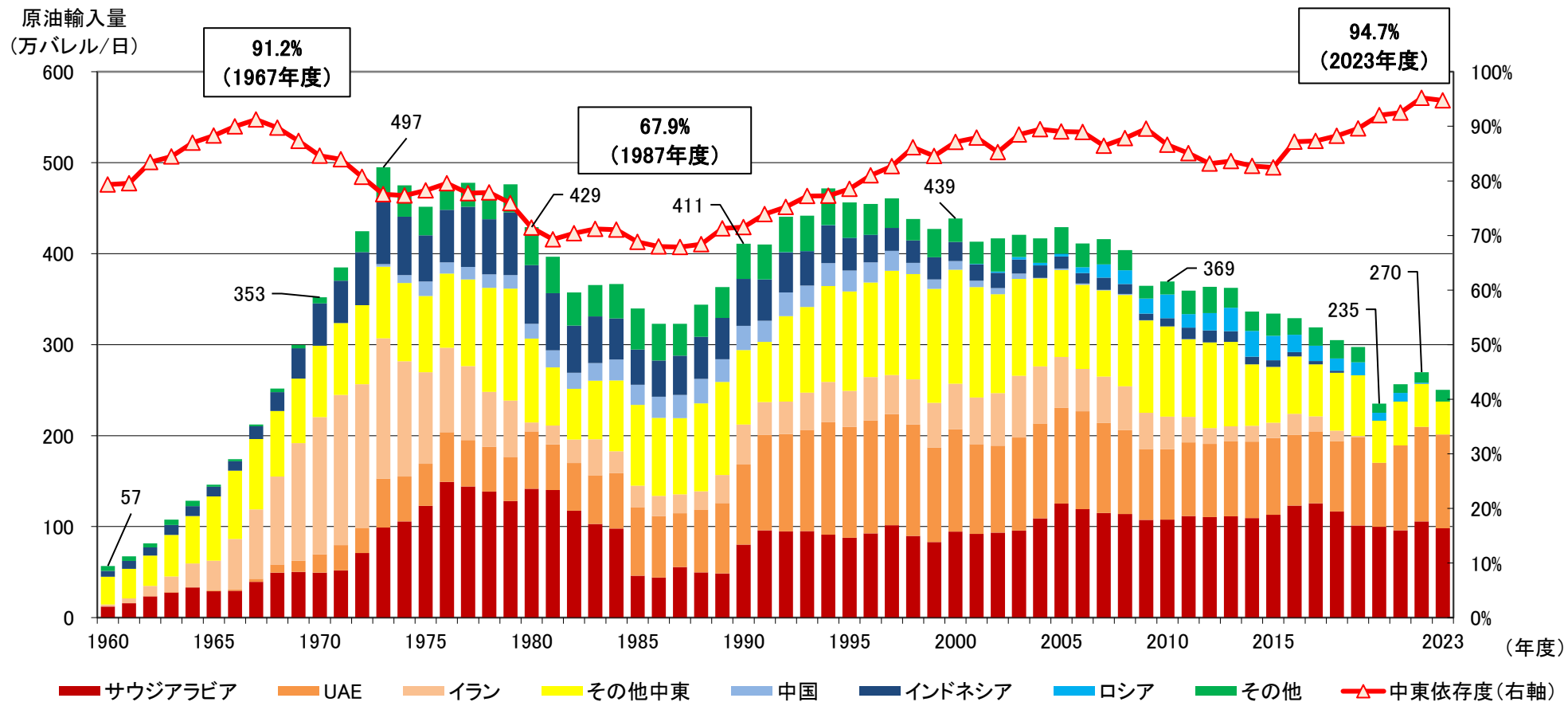
- 2025年度は、燃料油全体で1億3,443万kLとなり前年比▲1.5%の見通し。
- 2024～2029年度を総じてみれば、年平均で▲2.2%、全体で▲10.5%の減少の見通し。

2025～2029年度石油製品需要見通し（燃料油全体）【電力用C重油を除く】



2-2. 石油の中東依存度

- 2015年度以降、我が国の原油輸入における中東依存度は上昇しており、2023年度は昨年度よりわずかに低下したものの約95%となっている。
- 中東情勢の不安定化等に伴う原油調達の不確実性は高い。

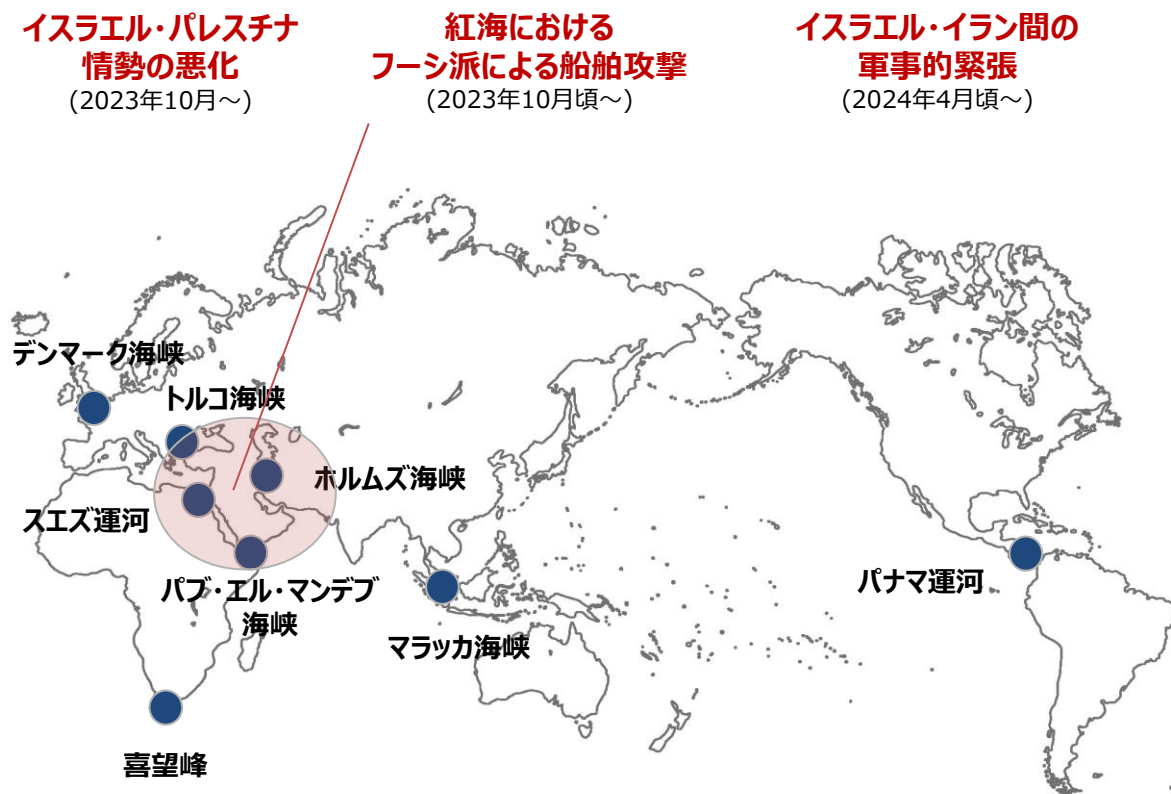


2－3．中東情勢の緊迫化

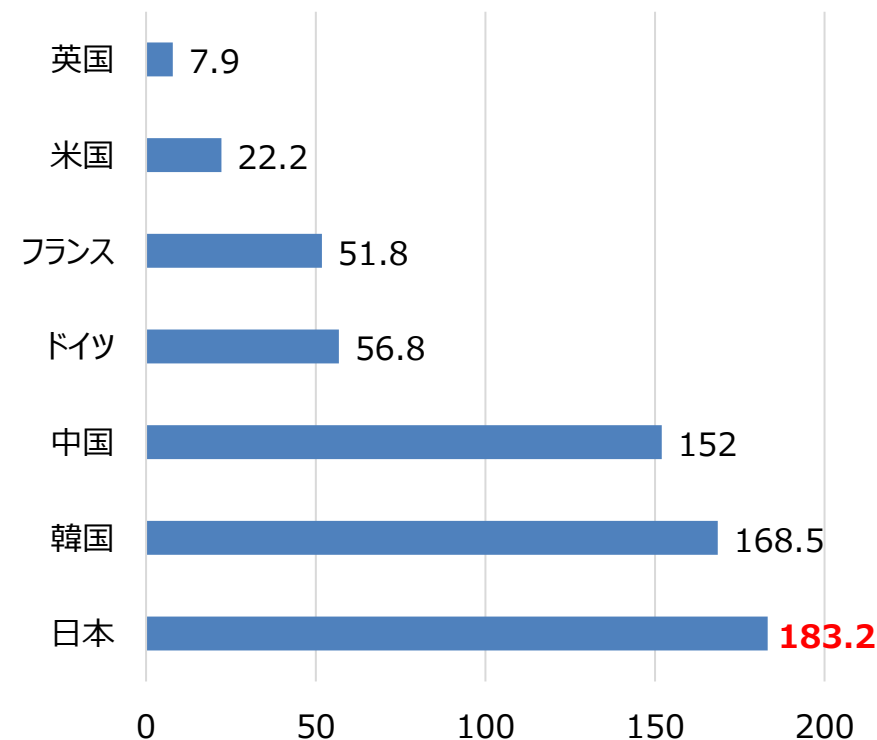
2024.5.13 第11回
GX実行会議 資料 1

- イスラエル・パレスチナ情勢の悪化や、イスラエル・イラン間の軍事的緊張関係が上昇。
- 原油の約9割以上を中東からの輸入に依存する我が国にとって、チョークポイントが集結する中東地域の情勢悪化は、エネルギー安全保障に直結し、我が国の産業競争力に大きな影響。

中東情勢の緊迫化



チョークポイント※比率の国際比較（2021年）



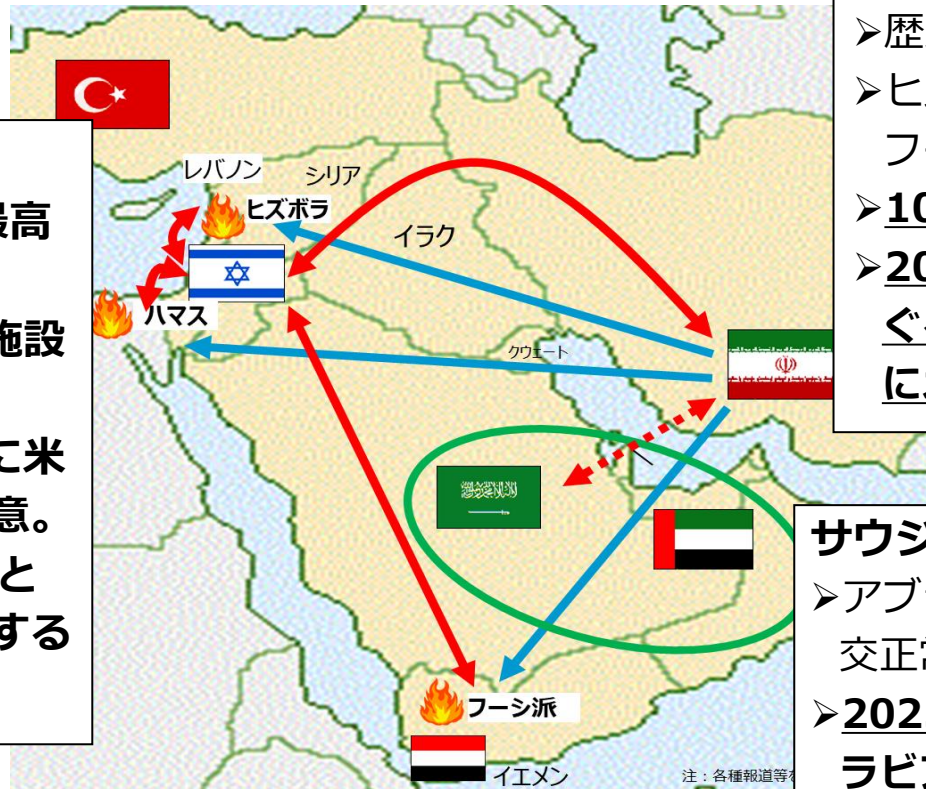
(※) チョークポイント比率は、チョークポイントを通過する各国の輸入原油の数量を合計し、総輸入量に対する割合を計算したもの。一般に、チョークポイント比率が低いほど、チョークポイント通過せずに輸入できる原油が多いため、リスクが低い。

2-4. 昨今の中東情勢

- 歴史的なユダヤ・イスラムの対立、イスラム内のスンニ・シーア派の対立に、米国の中東離れで**不安定化**。
- 2023年10月のイスラエルのガザ侵攻、レバノンのヒズボラ、イエメンのフーシ派、イランとの緊張、シリアのアサド政権崩壊まで拡大したものの、**大規模な混乱は誰も望まず、各国はしたたかに対応**。特に、**湾岸諸国は独自の外交を展開**し、更なる情勢悪化を回避。
2025年1月、イスラエルとハマスの間で**停戦が成立**したものの、決裂して侵攻再開。

イスラエル

- 2024年9月末、ヒズボラ最高指導者を殺害。
- 10月26日、イランの軍事施設に対する攻撃。
- 11月26日、レバノンと共に米仏の仲介による停戦案に合意。
- 2025年1月15日、ハマスの間で人質解放・停戦に関する3段階の合意が成立。



※日付は全て現地時間

イラン

- 歴史的にイスラエル・サウジと敵対関係。
- ヒズボラ（レバノン）、ハマス（パレスチナ）、フーシ派（イエメン）と連携しイスラエルを攻撃。
- 10月1日、イスラエルへ報復を実施（被害限定的）。
- 2025年4月12日、オマーンにて米国と核開発をめぐる協議を実施。その後、同月20日にローマ、26日にオマーンで協議を実施し、現在も協議継続中。

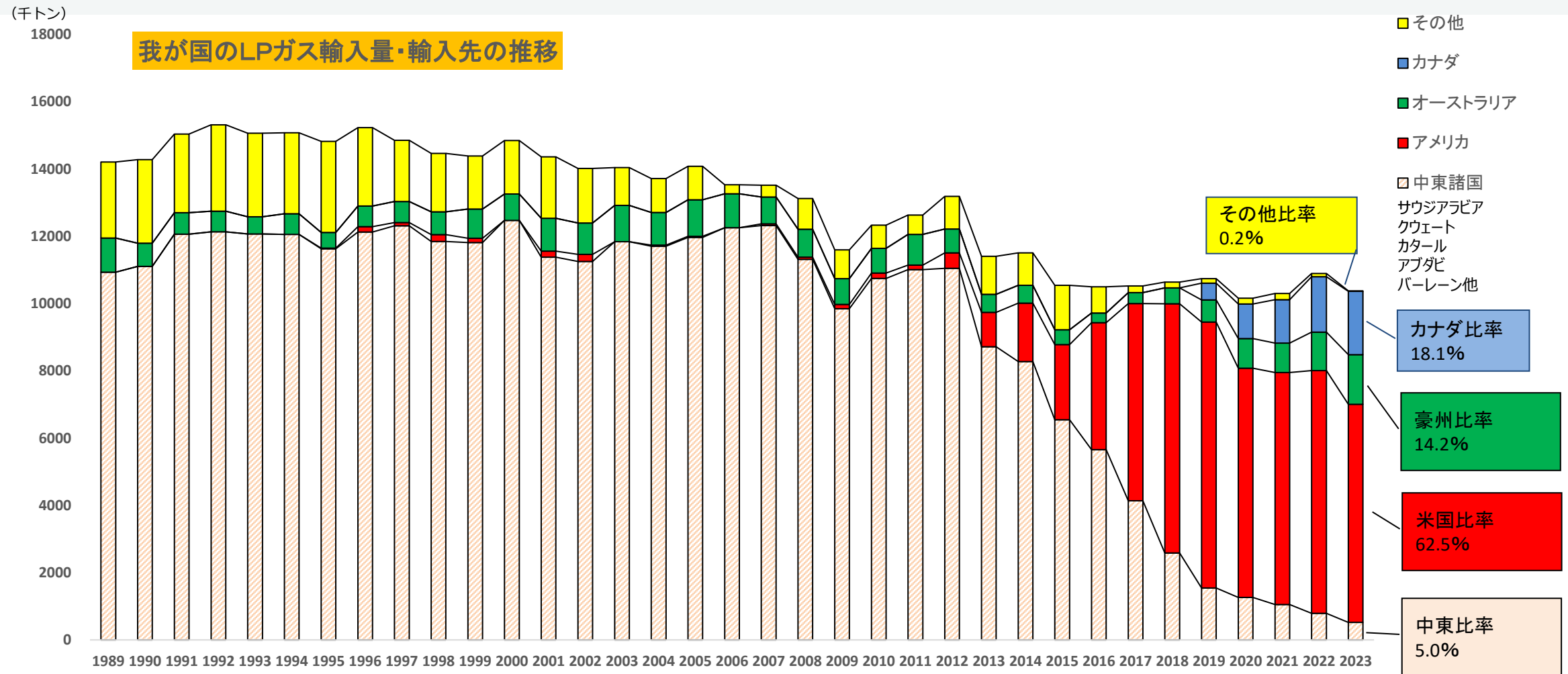
サウジアラビア、UAE

- アブラハム合意に基づき、UAEとイスラエルの間で国交正常化。
- 2025年5月13日～16日、トランプ大統領がサウジアラビア、カタール、UAEを訪問。中東情勢（シリア・ガザ情勢やイラン核問題等）について意見交換を実施。

LPガスを取りまく情勢

3 - 1. LPガスの中東依存度の低下

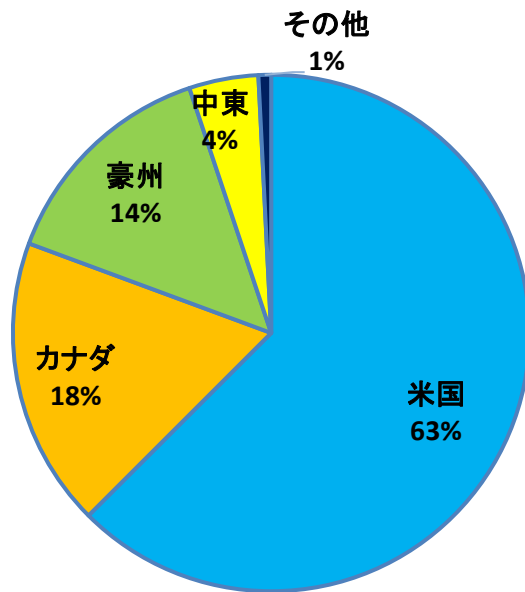
- 近年、アメリカやカナダからの輸入が増加していることに伴い、中東依存度は、ピークの2007年度 91%から2023年度約 5 %に低下。
- さらなる調達の安定化を図るため、調達国の多角化が進められている。



3-2. LPガスの中東依存度の低下

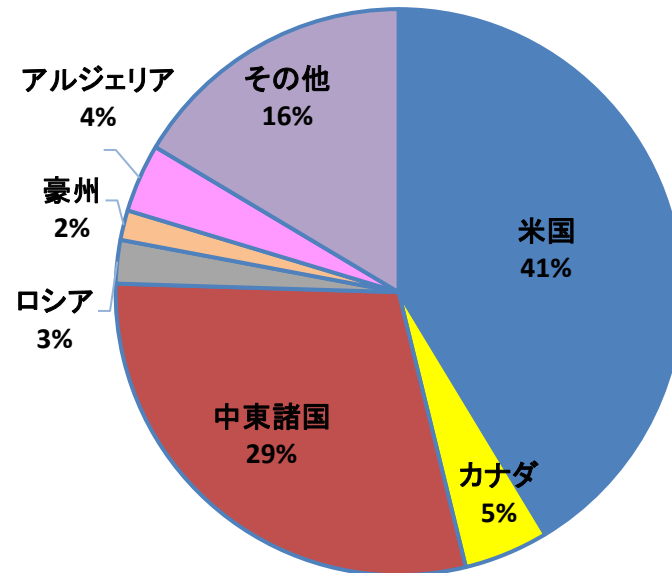
- 我が国におけるLPガス輸入の中東依存度は1割程度まで低下した一方で、世界に対するLPガス供給の約30%は、引き続き、中東、ロシア、アルジェリアからの供給に依存しており、地政学リスクは依然高い状況。
- さらに、中国・インド等の新興国でLPガス需要が急増しており、こうした新興国との競合の中で、有事の際に、十分な量を確保することが困難になる可能性がある。

日本の輸入先 2023



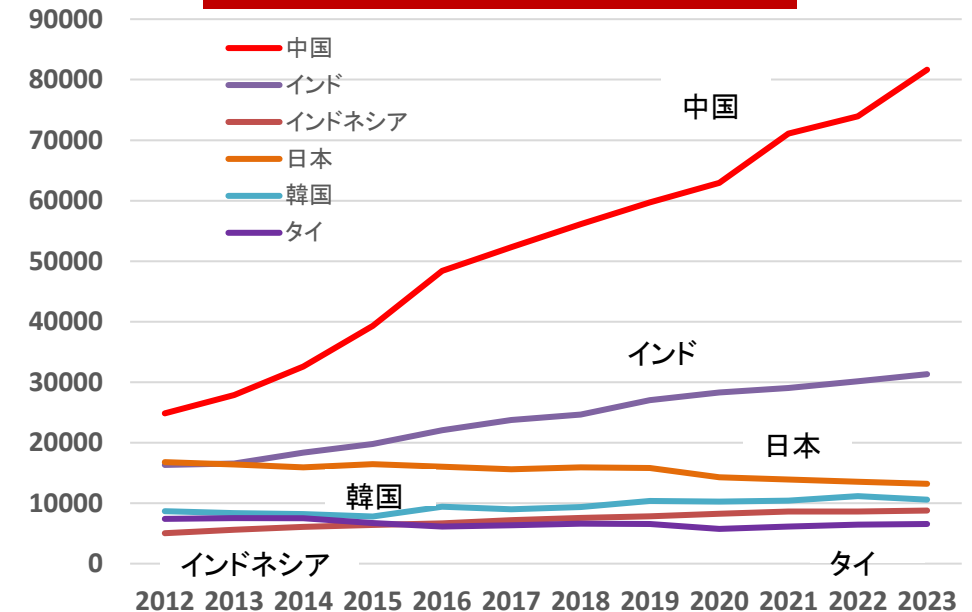
出典：日本LPガス協会データ

世界のLPG輸出割合 2023



出典：WLPGA資料

アジア諸国のLPガス需要量推移



出典：WLPGA資料

(参考) 令和6年能登半島地震におけるLPガス供給

2024.6.7 第41回資源・燃料分科会 資料3

- LPガスは、ボンベで供給される分散型エネルギー。持ち運びしやすく、長期保存できるといった利点があり、災害時のエネルギー供給にも貢献。
- 本年1月の能登半島地震では七尾基地や充填所等が被災したものの、他の基地や充填所等からの応援配送等により、需給に支障は生じなかった。
- 補助金によりLPガスタンクを設置した福祉施設等は避難所として機能。LPガスは、避難所における炊き出しや洗濯機等の燃料としても活用されている。

※ LPガス施設の復旧状況

【七尾基地】：被災地域へのLPガス安定供給と被災設備の早期復旧に向け、日本LPガス協会内に災害対策本部を設置し、元売各社や関係者間で情報共有・議論しながら対応。国土交通省・自治体の港湾部局や自治体の道路部局の理解・協力も得て、3月1日、通常どおりの出荷体制へ移行。

【充填所】：能登6市町内の充填所が稼働停止となったものの、他の充填所からの配送等により、供給面への支障なし。

【需要家設備】：安全点検により2月中旬にはLPガス使用に支障のない状況（倒壊等の場合を除く）を確認し、復旧を完了。

※ 被災者支援パッケージにおいて、被災したLPガスの充填所等の設備復旧支援を措置済み。



避難所の炊き出し対応



洗濯ニーズに対応すべく、ランドリー車を派遣。
燃料としてLPガスを供給。



仮設住宅へのLPガス設置

3-4. 災害時に備えた社会的な重要インフラへの 自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- 大規模な災害等が発生した時に、ライフライン機能の維持が求められる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等において、自衛的な燃料備蓄のためにLPガスタンク等を設置する経費の一部を補助。
- 平成24年度から令和6年度までの支援実績は1,815件。



LPガスタンク（災害バルク）



非常用発電機

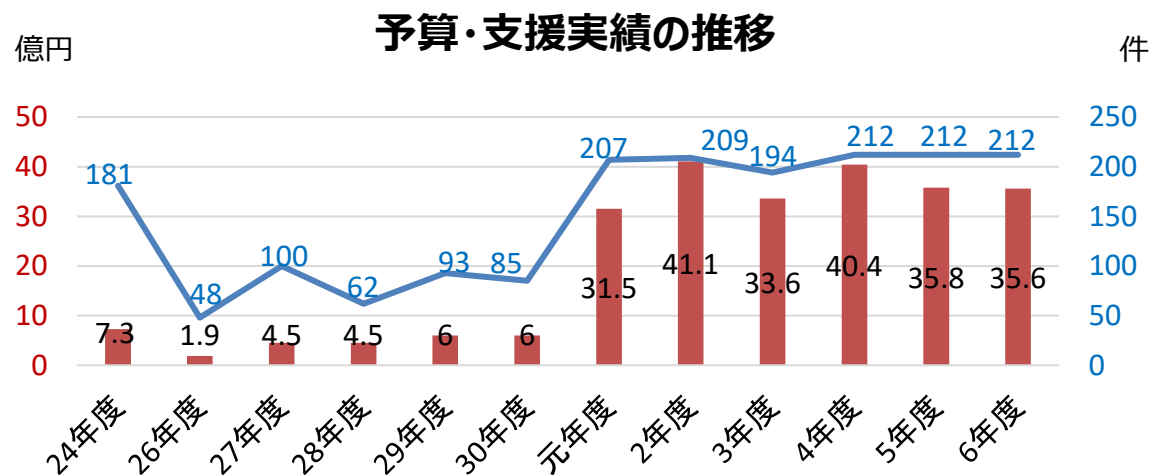
【大阪府泉佐野市での導入事例】



日新小学校屋内運動場での導入事例

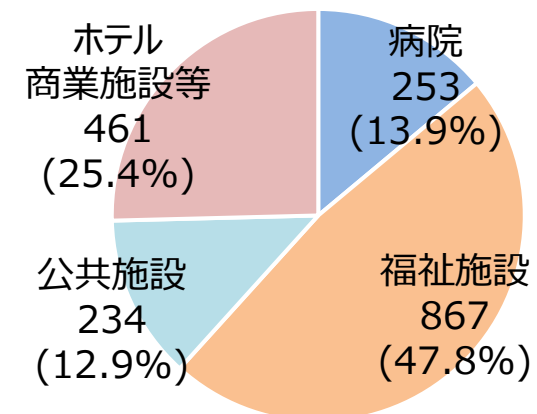


GHPと非常用発電機を導入（日新小学校）



※平成24年度は補正予算の措置のみで、令和元年度以降はその年度に執行された補正予算が含まれる。

施設別の導入実績
(平成24年度～令和6年度)



次期備蓄目標について

4－1．情勢まとめ

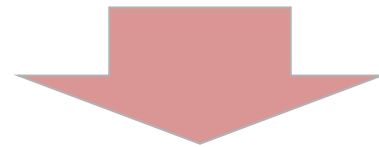
石油

- 中東依存度は引き続き高い水準
- 中東の地政学リスクは引き続き懸念
- 国際情勢における不確実性の拡大

ロシアによるウクライナ侵攻は3年経ったいまも継続していて先行きが不透明な状況。

L P ガス

- 調達先は、中東から北米にシフト
- アジアなど新興国の需要増
- 国内の災害対応のニーズの増大



石油・L P ガスの**供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していく必要。
史上初となる国家備蓄石油の放出も、現在の水準で対応できた。

今後也有事における国民生活を支えるため、**現状の石油備蓄水準を維持していくことが適切ではないか。**

4－2．エネルギー基本計画（抄）（石油）

第7次（令和7年2月18日閣議決定）

石油の国内需要は減少傾向にあるが、地政学リスクやアジアの石油需要の増加等を踏まえると、石油備蓄は重要であり、**石油備蓄水準を維持する**。備蓄放出の更なる機動性向上に向け、石油精製・元売各社との連携強化、必要に応じた油種入替、放出訓練や机上訓練に加え、国家石油備蓄基地における、基地の放出能力等に応じた、メリハリをつけた必要な設備修繕・改良等を継続する。また、災害時に一部の製油所が稼働困難となる可能性があることも踏まえ、備蓄基地の分散配置にも引き続き取り組む必要がある。さらに、製油所の統廃合も進む中における、災害による製油所の機能停止に備えた流通在庫の確保の在り方や、燃料の移行状況を踏まえ、新燃料の貯蔵等のタンクの有効活用も含めた、燃料備蓄の在り方を検討する。

そのうえで、有事の際は、機動性の高い民間備蓄と国家備蓄について機動性の高い基地からの優先的な放出を速やかに実施する。さらに、アジアのエネルギー安全保障確保のために産油国やアジア消費国との備蓄協力を進め、アジアの海域での地政学的な問題が顕在化し、アジアでの石油需給がひっ迫する恐れ等がある場合の協調放出に向けて I E A や加盟国との関係の維持・構築を進める。

4－3．エネルギー基本計画（抄）（石油ガス）

第7次（令和7年2月18日閣議決定）

L P ガスは、化石燃料の中で温室効果ガス排出が少なく、約 4 割の家庭に供給され、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易で品質劣化のない分散型エネルギーである。国内需要の 8 割を占める輸入先は米国、カナダ、豪州で 9 割超と地政学リスクが低く、エネルギー安全保障にも資するうえ、ボンベで全国のどこへでも供給可能であり、災害時には、病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する「最後の砦」としても、重要なエネルギー源である。**L P ガス備蓄については、有事の対応やアジアの需要増加に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。**

L P ガス業界や J O G M E C と連携し、緊急時を想定した国家備蓄基地からの放出訓練や各地への輸送に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時に備え、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設・設備強化を進めるとともに、病院・福祉施設や小中学校体育館等の避難所等における備蓄強化、発電機や G H P 等の併設による生活環境向上を促進する。「災害時石油ガス供給連携計画」を不断に見直し、同計画に基づいた訓練を実施するほか、スマートメーターの導入による配送合理化等の取組を後押しし、人手不足な中でも安定供給可能な体制を強化する。

4－4．今後の備蓄目標（令和7～11年度）（案）

石油	LPガス
①備蓄の数量 以下の量を下回らないものとする。 国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて 輸入量の90日分（IEA基準）程度に 相当する量 民間備蓄：消費量の70日分に相当する量 ②新たに設置すべき貯蔵施設 なし	①備蓄の数量 以下の量を下回らないものとする。 国家備蓄：輸入量の50日分程度に相当する量 民間備蓄：輸入量の40日分に相当する量 ②新たに設置すべき貯蔵施設 なし

現状（令和7年3月末時点）

国家備蓄
 : 120日分（IEA基準）、147日分（備蓄法基準）

産油国共同備蓄
 : 7日分（IEA基準）、8日分（備蓄法基準）

民間備蓄
 : 77日分（IEA基準）、92日分（備蓄法基準）

国家備蓄基地
 : 10か所
 その他、民間石油タンクも活用

国家備蓄
 : 53日分

民間備蓄
 : 56日分

国家備蓄基地
 : 5か所